平成２６年（フ）第１２２６号
大阪市旭区赤川２丁目４番10号
破産者　株式会社Ｈ．Ｓ．Ｋ（旧商号八田産業株式会社）
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６２号
北海道帯広市東１条南１丁目５番地４
破産者　株式会社ラヴィ
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
横浜市青葉区市ケ尾町525番地11　グランボア市ケ尾の杜202号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市青葉区市ケ尾町1157番地５ＢＵＩＬＤＩＮＧ２Ｆ
破産者　株式会社ブロックスコンサルティング
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４号
三重県伊賀市服部町1948番地の１
破産者　岡森　德郎
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第８９号
山口県下関市長府才川１丁目41番25号
破産者　株式会社サントミフーズ
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
山口県下関市豊北町大字滝部5451番地
破産者　農事組合法人境下農園
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１７号
徳島県吉野川市鴨島町飯尾792番地
破産者　有限会社岡田石油
１　決定年月日　平成29年６月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３８９号
大阪市東淀川区井高野３丁目２番42号
破産者　株式会社東光住研
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４２号
大阪市西成区南津守７丁目13番４号
破産者　株式会社ツバサケース
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９号
鳥取県米子市角盤町１丁目168番地
破産者　株式会社やよい
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３５８号
岡山市中区乙多見52番地63
破産者　安部　　誠
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４７号
北九州市八幡西区本城東４丁目４番21号
破産者　九北食品加工協業組合
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第７１号
岐阜県土岐市駄知町仲進道2266番地の１
破産者　株式会社サカエ
１　決定年月日　平成29年６月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１３６号
愛知県愛西市早尾町長瀬64番地
破産者　岡田　広美
１　決定年月日　平成29年６月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７３１号
静岡県榛原郡吉田町住吉3372番地の３　レオパレスＡＱＵＡ101、開始決定時の住所札幌市白石区本通16丁目北４番19号
破産者　中村　直人
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６号
長野県小県郡青木村大字奈良本39番地12
破産者　成田　幸代
１　決定年月日　平成29年６月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１１４号
（開始決定時の住所）北海道旭川市東光10条１丁目２番８号
破産者　黒田　龍二
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
（開始決定時の住所）北海道旭川市東光10条１丁目２番８号、開始決定時の住民票上の住所北海道士別市西４条11丁目756番地46
破産者　黒田　洋子
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７２号
北海道中川郡幕別町札内豊町45番地の２　タウンドルチェＢ
破産者　伊藤　義隆
１　決定年月日　平成29年６月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係